

## 施策の紹介

# 水産基本法関連法の概要

平成十三年の第百五十一回国会では、水産基本法の制定とともに、主要な水産関係の法制度について、水産基本法の示す施策の方向に即した改正が行われました。以下、「漁業法等の改正」「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の改正」「漁船法の改正」「漁港法の改正」について紹介します。これらの法律は平成十四年四月一日から施行されます。

## 漁業法等の一部を改正する法律

定めています。

### 改正の趣旨

漁業法は、漁業制度に関する基本的な事項を定めた法律です。その主な内容として、以下のことを

行政庁の免許により一定の水面における排他的に一定の漁業を営めることを得る権利である漁業権制度  
主に沖合や遠洋で操業している大規模な漁業の許可（指定漁業）制度  
漁業者自身が自ら漁業調整を行

う機関である漁業調整委員会

水産基本法では、「我が国周辺水域の水産資源の適切な保存及び管理を行うこと」と「効率的かつ安定的な漁業経営を図る」という二つの大きな方向性を示していますが、そのような観点から、漁業の基本的事項を定めた漁業法について以下のような見直しを行いました。

### 改正の内容

広域漁業調整委員会の設置

漁業法には、漁業者からの選挙によって選ばれた者を委員とする漁業調整委員会という機関が位置づけられており、漁業や資源の管理に関する事項について都道府県



## 広域漁業調整委員会の海域区分



知事から諮問を受けたり、委員会として必要な指示を行ったりするといった活動を行っています。この委員会は、資源管理でも重要な機能を果たしていますが、都道府県の機関であり、その所掌範囲は一都道府県内に限られています。

しかし、多くの水産資源は、都道府県の範囲を超えて回遊しており、また、一つの資源を都道府県知事が許可等を出している漁業と農林水産大臣が許可等を出している漁業の双方で獲っていることから、都道府県の機関では適切な管理ができない資源も多く存在しています。

このため、国の新たな機関として、関係漁業者の代表や水産資源に関する学識経験者から構成され、必要に応じて、漁業者等に対して水産動植物の繁殖保護のための指示を行う広域漁業調整委員会を太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海に設置し、広域回遊する水産資源の適切な保存及び管理を行う体制の整備を行いました「図参照」。

指定漁業の許可の承継に係る制限の撤廃

指定漁業には、ある者が許可を受けた漁業者から許可を受けた漁船の使用権を取得した場合に、その者は指定漁業の許可を受けられる「許可の承継」といった制度があります。ただし、従来、許可の承継ができるのは、沿岸漁業から沖合・遠洋漁業への転換の場合など一定の場合に制限されていました。このような制限があったため、結果的には、指定漁業について小規模な経営体が多数存在するとともに、他漁業・他産業からの参入が困難な状況となっていました。

### 指定漁業の許可の承継に係る制限の撤廃

### 漁業権に関する改正

指定漁業には、ある者が許可を受けた漁業者から許可を受けた漁船の使用権を取得した場合に、その者は指定漁業の許可を受けられる「許可の承継」といった制度があります。ただし、従来、許可の承継ができるのは、沿岸漁業から沖合・遠洋漁業への転換の場合など一定の場合に制限されていました。このような制限があったため、結果的には、指定漁業について小規模な経営体が多数存在するとともに、他漁業・他産業からの参入が困難な状況となっていました。

漁業権の種類の一つに漁業協同組合等に免許される共同漁業権があります。漁業協同組合はこのように漁業権管理の主体である一方で、販売、購入等の経済事業や貯金及び貸付けといった信用事業を行う主体でもあり、それらの事業の面からは組合の合併が推進されているところです。

しかし、合併は、漁業権管理の面からみると、漁業権に係る地元地区と関係のない組合員が議決に参加することとなり、実際に漁業

権の行使の主体となる地元住民の意思が反映されずに、総会で漁業権の放棄等が決定されてしまうおそれが出てくるといった問題もはらんでいます。これでは、円滑な漁業権の行使が行えないとともに、そういう事態になることをおそれ合併が促進されないことにもなることから、組合における漁業権放棄・変更の決定において、実際に漁場を利用する地元漁業者の地位を何らかの形で保護する必要がありますがありました。

このため、広域化された漁業協同組合における共同漁業権等の放棄・変更について、免許主体である漁業協同組合の総会での意思決定前に、地元漁業者の同意を要する制度を導入するとともに、実際に漁場を利用する地元漁業者から構成される部会を漁業協同組合の総会に設置することができるようにしました。

漁業権に関してはこれ以外にも、定置漁業権等の免許の順位に

ついて、地元漁民の多数が経営に参加する株式会社は、漁業協同組合等他の組織形態と同様の優先順位にするとともに、今まで優先順位で法人扱いしていた「人格なき社団」の経過措置を廃止しました。また、特定区画漁業権について、養殖技術の進歩を反映した対象範囲の見直しを行いました。

### 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律

#### 改正の趣旨

現在、我が国周辺水域の資源状況は悪化傾向にあります。具体的には、調査をしている主要魚種四十二魚種・八十系群のうち、三十三魚種・五十三系群について、資源状態が悪化しています。水産基本法でも、資源の保存及び管理は中心となる施策の一つであり、食料の安定供給、水産業の持続的発

展のために、資源回復を計画的・総合的に進めることが急務となっています。

現在、資源の保存及び管理を行う制度として、漁獲量の総量管理制度（TAC制度）がありますが、規制の根拠となる推定資源量に相当の幅の出る魚種については、TAC制度による管理は必ずしも適当ではなく、むしろ操業日数等、漁ろう作業の量である漁獲努力量を規制するほうが有効です。このため、今回、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正し、新たに漁獲努力量を総量で管理する制度（TAE制度）を創設しました。

また、現行のTAC制度が暦年方式で行われていることにより、年末の盛漁期に操業の中断を余儀なくさせることがあることから、漁業経営に悪影響を与えることのないよう、漁業時期を考慮した方式でもTACが設定できるように改めました。

#### 改正の内容

漁獲努力量の総量管理制度（TAE制度）の創設

TAE制度は、現在のTAC制度とほぼ同様に、以下のような構成になっています。

政令で魚種を指定する。

農林水産大臣が基本計画で漁獲努力量の最高限度を定める。

都道府県知事は、基本計画に即し都道府県計画を定める。

漁業者は漁獲努力量を農林水産大臣又は都道府県知事に報告する。

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲努力量が設定された最高限度を超えないようにするため、漁獲努力量の公表、助言・指導・勧告、操業停止命令を行う。

資源回復計画との関係

減少傾向にある我が国周辺水域の多くの資源について、その



回復を図るため、国（一都道府県内の範囲にとどまる資源について都道府県）は、魚種ごとに資源回復計画を今回の漁業法の改正によ

って創設した広域漁業調整委員会と協議調整した上で作成していきます。資源回復計画は、関係する漁業種類で計画的、横断的に資源回復措置を定めるものであり、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の積極的な培養、漁場の環境保全といった内容を盛り込むこととしており、資源回復に関するいわばマスタープラン的なものです。

資源回復計画の作成自体は、予算措置によるものであって法律に基づいたものではないものの、資源回復計画で定めた内容の実施には、TAC制度や今回の改正によって創設したTAE制度等を利用して、その実効の担保を図っていくこととしていきます。

漁獲可能量（TAC）の漁業時期による設定・管理

一律に暦年方式となっていた漁獲可能量（TAC）を、今回、海洋生物資源の種類ごとにその漁業時期を考慮した方式に改めました。これによって、海洋生物資源の種類によっては、例えば七月から翌年の六月の期間についてのTACを設定するということが可能となります。

### 漁船法の一部を改正する法律

#### 改正の趣旨

漁船法は、漁船の建造等の事前許可制度により、不適切な建造計画を排除するとともに、無許可操業漁船の出現を未然に防ぎ、また、漁船の登録・検認制度により漁船の用途や性能を管理することで、漁業調整に貢献してきました。

しかし、これらの登録等の手続について、平成十二年三月三十一日に閣議決定された再改定規制緩和推進三か年計画において、「都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め検討を行い、平成十二年以降早期に措置を講ずる」とこととされました。水産基本法で効率的かつ安定的な経営体の育成といった方向性が打ち出されていることもあり、今回、漁船法の許可、登録等の手続について、漁業者の負担を軽減する観点からの改正を行いました。

#### 改正の内容

##### 建造許可の整理

長さ十メートル以上の動力漁船の建造には許可が必要ですが、その許可は、長さ十五メートル未満の漁船の場合は都道府県知事、それ以上の場合には農林水産大臣

となっていました。多くの漁業の場合、漁業を行うための許可が必要ですが、従来は、漁業の許可をもらう相手（農林水産大臣が都道府県知事）と漁船の建造許可のもらう相手とは、おおむね一致していました。

しかし近年、船型を細長くすることにより推進抵抗を減らし、燃費と速力の向上を図ろうとする動きが浸透した結果、都道府県知事の許可が必要な漁業に使用する場合でも、漁船の建造は農林水産大臣の許可が必要という事態がなりの場合生じてきました。漁船の建造許可と漁業の許可権者が異なってしまうと、国から都道府県に漁業許可の見込み等を問い合わせなければならぬため審査に時間がかかり、国、都道府県そして漁業者に負担となっていました。そのような負担を軽減するため、漁船の建造の許可の区分を改正し、大臣許可漁業に従事する漁船の建造の許可は大臣が、都

道府県知事の許可漁業に従事する漁船は都道府県知事が行うこととしました。

### 民間機関の活用

建造許可を受けたもののうち五トン以上の動力漁船は、工事完成後に当該動力漁船が許可どおりに建造されたことの認定を受けることとなっています。また、一トン未満の無動力漁船を除くすべての漁船は、各都道府県に登録し、三年ごとに登録票と漁船が一致しているかの検認を受ける必要があります。

これら漁船の認定及び検認の事務について、都道府県の職員の不足等から円滑な運用に支障が生じてきており、漁業経営にも影響を与えていることから、今回、民間機関についても認定及び検認の事務ができるように改正を行いました。

### 検認期間の延長

従来は、三年ごとに検認を受け

ることになっていましたが、その合格率は年々向上していること、漁業者の負担を軽減することから、その期間を五年に延長しました。

### 罰則の整備及び強化

認定及び検認を行う民間機関に対する罰則の整備を行ったとともに、違法改造等に対する罰金を約三十倍に引き上げる等の見直しを行いました。

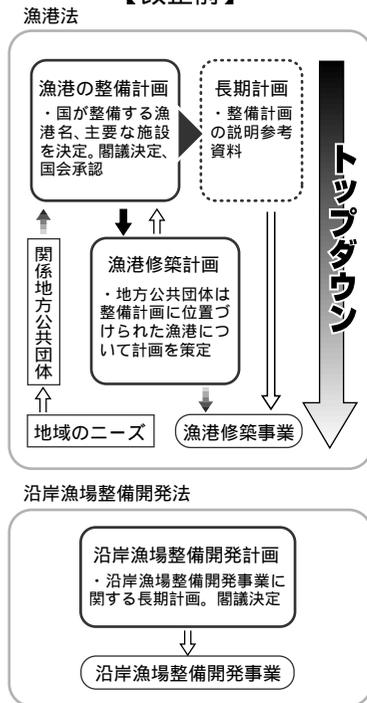
## 漁港法の一部を改正する法律

### 改正の趣旨

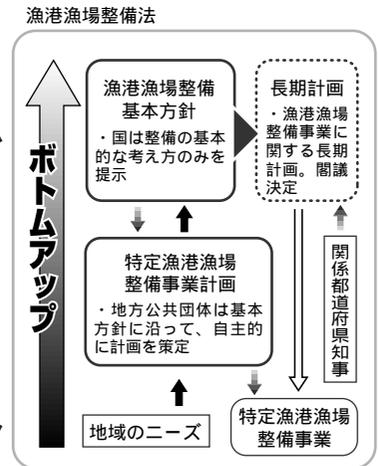
我が国の水産業は、水産資源状況の悪化による漁業生産の減少、漁村活力の低下等の厳しい状況に直面しており、我が国周辺の水産資源の増大と効率的な水産物供給体制を整備することにより、国民に対する水産物の安定供給を確保することが求められています。

## < 事業再編・統合に対応した法改正の体系 >

### 【改正前】



### 【改正後】



\* 事業の透明性及客観性を確保し、より効率的な事業を実施するため、費用対効果分析の結果を事業計画に明記、事業計画の案を公告・縦覧。これに意見がある者は意見書を提出、事業計画の公表等の仕組みを設ける。

しかしながら、漁港及び漁場の整備については、従前は、それぞれ別々の法律に基づいて行われてきました。そのため、水産資源の増大から水産物の漁獲、陸揚げ、加工流通までを一連の水産物供給のシステムとしてとらえて一体的・総合的に整備を行うという視点が欠けていたとの認識の下、水産基本法制定の趣旨に即しながら、本改正法では、以下のような視点を中心に据えています。



水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工流通までの一貫した水産物供給システムとしてとらえられる総合的、統一的な計画制度とする。

地方公共団体が主体的に事業展開することができ、地域のニーズに迅速かつ的確にこたえられる制度に見直す。

透明性や客観性の確保、効率的な実施、環境との調和など、公共事業の在り方に対する要求にこたえていく。

## 改正の内容

### 目的等の改正

漁港と漁場の総合的かつ計画的な整備が主要な内容となるため、法律の題名を「漁港法」から「漁港漁場整備法」に改めました。また、法目的についても、水産基本法の趣旨・内容を踏まえ、「水産物の供給の安定」「環境との調和に配慮」「豊かで住みよい漁村の

振興」を新たに明記しました。

地方分権の推進に対応し

「整備計画制度」から

「基本方針制度」へ

従来の整備すべき個別の漁港名等を列挙していた漁港の整備計画制度を廃止し、今後は、国は整備の在り方を示す基本方針を定め、個別の事業計画は地方公共団体が自主的に定める仕組みにしました。

また、この基本方針においては、以下のことを定めることとしていきます。

事業の推進に関する基本的な方向

事業の効率的な実施に関する事項  
事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

基本方針の策定に当たっては、水産政策審議会の意見を聴くこととし、この場合の審議会は公開で

行い、資料を公表し、公聴会も開催できるものとしています。

### 長期計画の一本化

漁港と漁場の長期計画を一本化して策定し、策定に当たっては、基本方針の策定手続と同様に、水産政策審議会の意見を聴くこととし、この場合の審議会は公開で行い、資料を公表し、公聴会も開催できるものとしています。

### 国民に開かれた事業計画の策定

漁港漁場整備事業のうち重要なもの（「特定漁港漁場整備事業」として農林水産省令により定めるもの）を施行しようとする者（国、地方公共団体又は水産業協同組合）は、事業計画の策定に当たっては、以下のことを行うこととしています。

漁港管理者に加えて関係地方公共団体と協議する。

事業計画を公告・縦覧し、地域住民は意見書を提出できる仕組み

みを設ける。

事業計画は公表する。

また、複数の地方公共団体が事業を行う場合であっても、一つの事業計画に基づいて事業を施行できるように、複数の地方公共団体が共同して漁港漁場整備事業計画を定めることができることとしました。

総合的な事業評価制度に対応した事業手続の整備

事業の実施過程の透明性や客観性を確保し、より効果的・効率的な事業執行を図るため、総合的な事業評価（事前評価、再評価、事後評価）を行うこととしています。

事業実施に当たっての環境との調和への配慮

法目的に、環境との調和に配慮を追加するとともに、基本方針において、「事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項」を定めるものとしています。

（水産庁）